

文部科学省・文化庁国民保護計画 新旧対照表（平成25年3月22日変更）

変 更	現 行
<p>目次 第5節 <u>放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等</u></p>	<p>目次 第5節 <u>原子力関連施設等の安全確保</u></p>
<p>第1章 総論 2 用語の定義 (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第<u>124</u>条に規定する専修学校及び同法第<u>134</u>条第1項に規定する各種学校をいう。</p> <p>(5) <u>放射性同位元素等取扱施設</u> 放射性同位元素及びこれによって汚染された物の取扱所（許可届出使用者，届出販売業者，届出貨貸業者，許可廃棄業者及び表示付認証機器使用者に係るものに限る。）をいう。</p>	<p>第1章 総論 2 用語の定義 (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第<u>82条の2</u>に規定する専修学校及び同法第<u>83</u>条第1項に規定する各種学校をいう。</p> <p>(5) <u>原子力関連施設</u> <u>試験研究用原子炉施設，核燃料物質使用施設，核原料物質使用施設並びに放射性同位元素及びこれによって汚染された物の取扱所</u>（許可届出使用者，届出販売業者，届出貨貸業者，許可廃棄業者及び表示付認証機器使用者に係るものに限る。）をいう。</p>
<p>第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 2 国民の権利利益の迅速な救済 国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について迅速な処理が可能となるよう，必要な処理体制を確保するよう努</p>	<p>第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 2 国民の権利利益の迅速な救済 国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について迅速な処理が可能となるよう，必要な処理体制を確保するよう努</p>

める。

また、これらの手続に関連する文書の作成・保存に当たっては、公文書管理法及び文部科学省行政文書管理規則に基づき適切に処理するとともに、武力攻撃災害による逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等特段の配慮を払う。

第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

3 教育研究活動等の再開

(3) 児童生徒等及び教職員の健康管理

武力攻撃災害の後、外傷後ストレス障害等児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康管理に留意するよう、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言を行う。

被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、健康相談等の支援体制の整備に関し、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言等の措置を行う。

第5節 放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等

1 平素からの備え

(1) 放射性同位元素等取扱施設等の安全確保の留意点

放射性同位元素等取扱施設並びに許可届出使用者、届出賃貸業者、届出販売業者、許可廃棄業者、表示付認証機器使用者及びこれらの者から運搬を委託された者が所持する放射性同位元素並びにこれによって汚染された物（以下この節において「放射性同位元素等取扱施設等」という。）について、その特性に応じた安全確保の留意点を定める。

める。

また、これらの手続に関連する文書の保存に当たっては、文部科学省文書処理規則に基づき適切に保存するとともに、武力攻撃災害による逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等特段の配慮を払う。

第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

3 教育研究活動等の再開

(3) 児童生徒等及び教職員の健康管理

武力攻撃災害の後、外傷後ストレス障害等児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康管理に留意するよう、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言を行う。

被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、健康相談活動等の支援体制の整備に関し、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言等の措置を行う。

第5節 原子力関連施設等の安全確保

1 平素からの備え

(1) 原子力関連施設等の安全確保の留意点

原子力関連施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者が所持する核燃料物質及びこれによって汚染された物、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者の貯蔵施設並びに許可届出使用者、届出賃貸業者、届出販売業者、許可廃棄業者及び表示付認証機器使用者から運搬を

(2) 連絡体制の整備

夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集，連絡体制，非常参集体制の一層の整備，充実を図る。

(3) 専門家等の動員体制の整備

放射線防護等に関する専門家，緊急モニタリング要員及び緊急被ばく医療派遣チーム並びに必要な資機材について，放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構とともに，その組織及び動員体制の整備，維持に必要な措置を講じる。

(4) 対策拠点施設の整備 (削除)

委託された者が所持する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（以下この節において「原子力関連施設等」という。）について，その施設等の特性に応じた安全確保の留意点を定める。

(2) 連絡体制の整備

夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集，連絡体制，非常参集体制の一層の整備，充実を図る。

また，武力攻撃に伴って，放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあると認められる際の，文部科学省と関係機関及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第12条に規定された緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）との間の連絡のための専用回線の整備・維持など通信手段の確保を図る。

(3) 専門家等の動員体制の整備

原子炉・放射線防護等に関する専門家，緊急モニタリング要員及び緊急被ばく医療派遣チーム並びに必要な資機材について，放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構とともに，その組織及び動員体制の整備，維持に必要な措置を講じる。

また，輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力施設ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておく。

(4) 対策拠点施設の整備

文部科学省所管の原子力施設に係る対策拠点施設について，非常用電話，ファクシミリ，テレビ会議システムその他非常用通信機

(4) 放射線測定器等の整備

放射線測定器等の整備及び緊急時に必要な連絡設備等の適切な整備に努める。また、地方公共団体その他関係機関に対し、資機材の整備に関する所要の指導を行う。

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1) 放射性同位元素等取扱施設等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

ア. 安全確保措置の要請

武力攻撃事態等において、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合は、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、放射性同位元素等取扱施設等の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請する。

イ. 被害の拡大防止のための措置

放射性同位元素等取扱施設等に係る武力攻撃災害が発生したときは、施設等の管理者に対する指導、助言、職員・専門家の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

ウ. 施設等の使用停止命令等

放射性物質等の空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、放射性同位元素等取扱施設等の全部又

器、応急対策の実施に必要な資料等を整備、維持する。

また、対策拠点施設を地域における武力攻撃原子力災害対策の拠点として平素から訓練等に活用する。

(5) 資機材の整備

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）及び放射線測定器等の整備並びに緊急時に必要な連絡設備等の適切な整備に努める。また、地方公共団体その他関係機関に対し、資機材の整備に関する所要の指導を行う。

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1) 原子力関連施設等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

ア. 安全確保措置の要請

武力攻撃事態等において、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、原子力関連施設等の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知する。

イ. 被害の拡大防止のための措置

原子力関連施設等に係る武力攻撃災害が発生したときは、施設等の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

ウ. 施設等の使用停止命令等

放射性物質等の空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、原子力関連施設等の全部又は一部の使

は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。

エ. 原子炉の運転停止 (削除)

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

7. 武力攻撃原子力災害時等の連絡等

原子力事業者等から国民保護法第105条第1項又は第3項に基づく通報を受けた旨又は同条第1項に規定する事実があると認められる旨の連絡を対策本部等から受けたときは、直ちに、その旨を関係指定公共機関に通知する。

用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。

エ. 原子炉の運転停止

武力攻撃事態等においては、試験研究用原子炉又は研究開発段階原子炉（発電の用に供するものを除く。）を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずる。原子炉の運転停止に当たっては、原子炉の運転停止に際しての施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携し、対応する。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

7. 武力攻撃原子力災害時等の連絡等

原子力事業者等から国民保護法第105条第1項又は第3項に基づく通報を受けたとき及び同条第1項に規定する事実があると認められるときは、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知する。また、必要に応じて、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者に通知する。また、関係省庁マニュアル等において定められた関係機関に対して連絡を行う。さらに、関係機関との相互の連絡を密にするとともに、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等との連携を密にする。加えて、原子力防災専門官等に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、地方公共団体、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等との間において連絡調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努める。

また、対策拠点施設において、状況の把握等の機能別に分けたグループに職員を配置し、応急対策活動の状況、被害の状況等に関

また、放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構等の協力を得て、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する。

さらに、対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき、職員及び専門家の現地への派遣、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行う。

する情報を随時連絡することにより、関係機関との間において、常時継続的に必要な情報を共有する。

イ. 放射能影響の早期把握のための活動

原子力事業者等から国民保護法第105条第1項又は第3項に基づく通報があったとき及び同条第1項に規定する事実があると認められるときは、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測等を実施し、関係都道府県等の端末に転送するとともに、予測結果を関係省庁に伝達する。

また、放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構等の協力を得て、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する。

さらに、原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体がとりまとめたモニタリングの結果等を取りまとめ、関係機関に連絡する。

ウ. 活動体制の確立

原子力事業者等から国民保護法第105条第1項又は第3項に基づく通報があったとき及び同条第1項に規定する事実があると認められるときは、省対策本部において対処する。

また、応急対策の的確かつ迅速な準備等に資するため、又は、関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び専門的知識を有する国の職員を現地に派遣する。また、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等が設置された場合には、速やかに職員を派遣するとともに、必要に応じて放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構等の専門家を出席させる。

エ. 輸送支援の要請

専門家、緊急時モニタリング要員、現地対策本部等の要員及び医

4. 緊急被ばく医療 (略)

キ. その他 (削除)

3 武力攻撃災害の復旧に関する措置

武力攻撃原子力災害が発生した担当施設の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制の整備について、都道府県に協力する。

(2) 風評被害等の影響の軽減措置 (削除)

療関係者等の派遣並びに必要な資機材について、必要に応じ、対策本部長又は関係省庁に対し輸送支援を要請する。

ハ. 屋内退避、避難収容等の防護活動

必要に応じ、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護活動に係る必要な情報を対策本部長へ提供するとともに、放射性物質による汚染状況の調査等、必要に応じ、汚染物の除去等の対策について関係機関に要請する。

カ. 緊急被ばく医療 (略)

キ. その他

文部科学省所管外の原子力事業者等に関して、原子力事業者等から国民保護法第105条第1項又は第3項に基づく通報が所管省にあったとき及び同条第1項に規定する事実があると所管省が認めるときは、必要な支援を行う。

3 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(1) 健康相談体制の整備

武力攻撃原子力災害が発生した担当施設の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制の整備について、都道府県に協力する。

(2) 風評被害等の影響の軽減措置

武力攻撃原子力災害による風評被害等の未然の防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。